

公益財団法人日本陸上競技連盟
加盟団体連絡協議会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本陸上競技連盟(以下「本連盟」という。)の加盟団体連絡協議会(以下「協議会」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(開催)

第2条 協議会は、本連盟専務理事が招集する。また、専務理事が通知できない場合は、事務局長が招集する。

2 協議会は、必要に応じ、その付議事項に関係ある者を出席させることができる。

(議事)

第3条 協議会の議事は、必要に応じて事前に本連盟加盟団体に対して質問事項等を集め、その議事を整理する。

(議事録)

第4条 協議会は、本連盟事務局が議事録を作成する。

附則

この規程は2011年8月1日より施行する。